

令和6年度の運営指導における主な指導事項

【はじめに】

本市の運営指導にご協力いただき、ありがとうございます。令和 6 年度の運営指導での主な指摘事項をお知らせしますので、今後の事業所運営における参考としてください。

サービス共通

①基準条例の遵守

各事業所の人員、設備及び運営に関する基準は、それぞれ市の条例に定めていますので、事業を行うに当たっては、基準に則したサービスを提供してください。

《基準条例の掲載場所》

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/kijunjourei.html>

②サービス提供に関する諸記録の点検

基本報酬や各種加算の算定に関し、記録の不備により報酬返還となるケースが散見されます。サービス提供に関する諸記録は、ケアプランや計画に沿ってサービス提供していることを証する書類となるほか、利用者の心身の状況等の変化に応じた計画変更等のための基礎資料となるものですので、記録に必要な事項が記載されているか点検してください。

③サービス担当者会議における議事録の作成

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないため、サービス担当者会議に出席して把握した内容等を事業所として記録してください。また、ケアマネジャーから文書以外の方法で、専門的な意見を求められた場合には、その内容も記録してください。

④ハラスメント防止について

ハラスメント防止の措置が講じられていることの確認ができない状況が見受けられました。職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

○関係法令

- ・ 千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 31 条第 4 項（勤務体制の確保）
- ・ 千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

第 59 条 13 第 4 項（勤務体制の確保）

- ・ 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第 21 条 第 4 項(勤務体制の確保)

⑤業務継続計画について

業務継続計画の策定にあたり、感染症防止に係る備蓄品及び災害に係る備蓄品を確保していることや、管理方法が明確になっていませんでした。また、必要な訓練を実施していることが確認できませんでした。感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できるように備えや訓練が必要です。

○関係法令

- ・ 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 31 条の 2（業務継続計画の策定等）
- ・ 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 32 条の 2（業務継続計画の策定等）
- ・ 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第 21 条の 2（業務継続計画の策定等）

⑥感染症の予防及びまん延防止について

感染症の予防及びまん延の防止のための委員会を組成し、委員会を定期的に開催していることが確認できませんでした。また、研修や訓練を定期的の実施していることが確認できませんでした。感染対策を効果的に実施するために委員会を組成し、委員会の開催や研修、訓練を実施の上、実施状況を後で確認できるように記録を行ってください。

○関係法令

- ・ 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 32 条（衛生管理等）
- ・ 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 33 条（衛生管理等）
- ・ 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第 23 条の 2(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

⑦虐待の防止について

虐待の防止のための委員会を定期的に開催していること、事業所としての体制等について、当該事業所の従業者への周知が十分に行えていること、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていることの確認ができませんでした。高齢者虐待防止のために法人・事業所としての取り組みを明確にしてください。

○関係法令

- ・ 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 39 条の 2(虐待の防止)
- ・ 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第 29 条の 2(虐待の防止)
- ・ 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 40 条の 2(虐待の防止)

訪問介護

①訪問介護員の員数が、基準を満たしていない状況がありました

○関係法令

- ・ 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」）第 5 条（訪問介護員等の員数）

②訪問介護計画の作成

- ・ サービス担当者会議において、提供するサービスの具体的な内容について協議していることの確認ができず、居宅サービス計画と訪問介護計画とで齟齬が生じていました。利用者の状態の把握に努め、居宅介護支援事業者や他サービス事業者と連携し、利用者が日常生活を営む上で必要な援助が何かを把握し、計画書を作成してください。
- ・ 訪問介護計画の作成が遅れ、具体的なサービス内容についての説明が適切な期間に実施できていません。サービス開始にあたり、速やかに訪問介護計画を作成し利用者へ説明を行ってください。

○関係法令

- ・ 条例第 13 条（心身の状況等の把握）
- ・ 条例第 14 条（居宅介護支援事業者等との連携）
- ・ 条例第 16 条（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）
- ・ 条例第 17 条（居宅サービス計画等の変更の援助）
- ・ 条例第 19 条（サービスの提供の記録）
- ・ 条例第 22 条（指定訪問介護の基本取扱方針）
- ・ 条例第 23 条（指定訪問介護の具体的取扱方針）
- ・ 条例第 24 条（訪問介護計画の作成）
- ・ 条例第 28 条（管理者及びサービス提供責任者の責務）

③管理者及びサービス提供責任者

- ・ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の心身の状

態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行っていることや、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図っていることが確認できませんでした。適切なサービスを提供できるよう、管理者とサービス提供責任者は従業者及び業務の管理を行っていく必要があります。

○関係法令

- ・ 条例第 28 条（管理者及びサービス提供責任者の責務）

④自立支援について

・ 共に行う家事の必要性が十分に協議できていない事例が見受けられました。身体介護として行われる「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」は、利用者本人が主体となってその行為を行っていくことが基本となります。そのため、利用者の状態や環境等について居宅介護支援事業者と十分に協議し、具体的なサービス内容を共有してください。

○関係法令

- ・ 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号）

⑤サービス提供記録及び算定区分について

- ・ 提供した具体的なサービス内容等が記録されていませんでした。
- ・ 1 回の提供時間において、身体介護に加えて、生活援助を提供しているにもかかわらず、所要時間をすべて身体介護中心型として算定している事例がありました。
- ・ 総合事業において、生活援助を提供した記録のみで、身体介護に相当するサービスを提供したことの確認ができないにもかかわらず、訪問介護相当サービスを算定している事例がありました。
- ・ 2 人の訪問介護員等により訪問介護を行う場合に、厚生労働大臣が定める基準に該当する利用者であることの説明を行い、同意を得ていることの確認ができませんでした。

○関係法令

- ・ 条例第 19 条（サービスの提供の記録）
- ・ 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）

通所介護・地域密着型通所介護

①生活相談員の配置

生活相談員が別時間帯の利用者に対する送迎で不在となる状況があり、従業員の勤務体制が適切になっていない実態が認められました。送迎の担当者については、人員基準に不足が生じないように見直してください。

②看護師又は准看護師の配置

看護師又は准看護師の員数が、基準を満たしていませんでした。

③従業員の勤務体制の管理

- ・派遣契約や、兼務をしている従業員について勤務地が明確になっておらず、当該事業所の従業員であることの確認ができませんでした。契約書や辞令等により、どの事業所で業務に従事するのか明らかにしてください。
- ・看護職員兼機能訓練指導員の勤務体制が明確になっていない実態が認められました。労働条件通知書や辞令等により職務について明示するほか、勤務形態一覧表にはそれぞれの勤務時間数を示してください。
- ・医療・福祉関係の資格を有さない従事者に認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させる若しくは、研修の機会を設けていることの確認ができませんでした。

○①～③の関係法令（通所介護）

- ・千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」）第 99 条（従業員の員数）
- ・条例第 107 条（勤務体制の確保等）

○①～③の関係法令（地域密着型通所介護）

- ・千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」）第 59 条の 3（従業員の員数）
- ・条例第 59 条の 13（勤務体制の確保等）

④設定した単位より短い時間のサービス提供

届け出されている単位以外の短い時間のサービスを提供しており、ケアプランと通所介護計画とサービス提供が整合していない実態が見受けられました。単位よりも短い時間での提供となる場合、利用者側の心身の状況等、真にやむをえない事情による長時間の提供が困難である旨を記録に残し、（地域密着型）通所介護計画にサービス内容や所要時間を位置付けてください。また、定期的なモニタリング等により、プランの評価、見直しを行ってください。

○関係法令（通所介護）

- ・ 条例第 112 条（準用）第 14 条（居宅介護支援事業者等との連携）
- ・ 条例第 112 条（準用）第 16 条（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）
- ・ 条例第 103 条（指定通所介護の基本取扱方針）
- ・ 条例第 104 条（指定通所介護の具体的取扱方針）
- ・ 条例第 105 条（通所介護計画の作成）

○関係法令（地域密着型通所介護）

- ・ 条例第 59 条の 20（準用）第 15 条（指定居宅介護支援事業者等との連携）
- ・ 条例第 59 条の 20（準用）第 17 条（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）
- ・ 条例第 59 条の 8（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）
- ・ 条例第 59 条の 9（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）
- ・ 条例第 59 条の 10（地域密着型通所介護計画の作成）

⑤運営推進会議の開催（地域密着型通所介護のみ）

- ・ 運営推進会議の開催の開催が遅れている、または開催されていませんでした。おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議を開催し、活動状況を報告した上で運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。

○関係法令

- ・ 条例第 59 条の 17（地域との連携等）

⑥送迎減算の適用

- ・ 送迎の記録が確認できないにも関わらず、送迎減算が適用されていませんでした。

⑦個別機能訓練加算に係る算定要件の確認

- ・ 機能訓練指導員が、対象事業所へ適切に配置されていることの確認ができませんでした。
- ・ 機能訓練指導員の配置が無い日において、個別機能訓練を実施したとして算定している事例が見受けられました。
- ・ 看護職員が機能訓練指導員を兼務している状況において、個別機能訓練加算を算定する場合には、機能訓練指導員として従事している時間から看護職員の時間を除くこととなっているにもかかわらず、機能訓練指導員と看護業務を一体的に行い、個別機能訓練加算及び口腔機能向上加算を算定している実態が認められました。兼務の従業者は、それぞれの配置されている時間を明確に管理してください。
- ・ 加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められている場合に、利用者や居宅介護支援事業者へ周知されていることの確認ができない事例が見受けられました。
- ・ 実際に提供した記録がなく個別機能訓練を実施したことの確認ができないにもかかわらず

ず、加算を算定している実態が認められました。

⑧口腔機能向上加算に係る算定要件の確認

・口腔機能改善管理指導計画を作成していないにもかかわらず、加算を算定している事例がありました。また、計画書について利用者又はその家族に説明し、同意を得ていることの確認ができないにもかかわらず、加算を算定している事例がありました。

○⑥～⑧の関係法令

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
- ・「千葉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 29 年千葉市告示第 249 号）
- ・「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）第 2 の 3 の 2（13）及び「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 6 年 3 月 15 日 老高発 0315 第 2 号・老認発 0316 第 3 号・老老発 0315 第 2 号 介護保険最新情報 Vol.1217）

福祉用具貸与

○例外給付に係る要件等の確認

軽度者に対して福祉用具を貸与するときは、老企第 36 号に規定する算定要件を満たしているか、また、本市が定める手続きを経たものであるか確認してください。

居宅介護支援

①指導事項

○管理者の要件

A.現在、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員である必要があります。

- ・管理者を交代する場合
- ・事業所の指定更新をする場合

ただし、令和3年3月31日までに主任介護支援専門員の資格を有さない方が管理者だった事業所は、その方が管理者を継続する場合に限り、令和9年3月31日までは管理者要件の適用が猶予されます。

※猶予期間が迫っているため、積極的に令和7年度の主任介護支援専門員研修に申し込みをしてください。令和8年度の主任介護支援専門員の研修では、猶予期限に間に合わない場合がございます。

B.主任介護支援専門員が管理者であることを満たすことができなくなった場合は、判明した段階で、速やかに市へ相談してください。

- ・ 管理者の要件を満たさなくなった理由
- ・ 今後の管理者確保の具体的な計画

についての内容の確認を行ったうえで、不測の事態であることが認められた場合は、管理者要件の適用を原則1年間猶予します。

不測の事態とは、主任介護支援専門員の死亡、長期療養など健康上の問題が発生した場合、急な退職や転居など。

※市への相談がない場合や今後の計画が不透明な場合には、猶予できない場合もあります。

②運営指導及びケアプラン点検での助言事項

- ・ 通所サービスを2か所位置づけする場合には、ケアプランにおいて、その理由やそれぞれの課題を明らかにすることが必要です。
- ・ 訪問看護のリハビリ、訪問リハビリテーションのサービスは、利用者の居宅において個別のリハビリの必要性を明らかにすることが必要です。
- ・ アセスメント、課題分析にあたっては、情報を整理し、課題を可視化できるよう課題整理総括表を活用してください。
- ・ ケアプランは、施設の意向などで決まったサービスを位置付けするのではなく、利用者個別の特性に応じて作成されることが重要です。利用者の状態を把握して、日常生活全般の解決すべき課題や分析した結果を整理し、利用者にとって必要な支援を位置付けてください。